

女性アスリート等支援委員会規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「本連盟」という。）定款第51条に基づいて設置された女性アスリート等支援委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定める。

(所掌事務)

第2条 本委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次項に定める各事項について協議し、女性アスリート、指導者及び役員（以下「女性アスリート等」という。）を代表する意見を形成し、理事会に対し答申又は報告するとともに、女性アスリート等の地位向上、課題解決等本連盟の女性活動に関する専門事項を所掌し、理事会に意見を具申する。

2 前項に規定する専門事項とは、次の各号をいう。

- (1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター及び公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会女性委員会と協力及び連携した教育・普及・子育て支援活動
- (2) 女性アスリートの国際競技力向上に向けた調査・研究・助言
- (3) 女性指導者、女性役員を増加に向けた取り組み方策等
- (4) その他、委員会の趣旨・目的に沿うこと

(委員会)

第3条 本委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 10名以内

2 委員長、副委員長及び委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

(委員の資格)

第4条 委員は、次の各号に規定する者をもって構成する。

- (1) 本連盟会員
- (2) 外部有識者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から始まり、本連盟理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

- 3 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。
- 4 委員は、電話、インターネット等の通信回線を使用して出席することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる環境であることを要する。
- 5 会長、理事長、常務理事及び事務局長は、会議に出席して意見を述べることができる。この場合において前項の規定を準用する。

(委員会の決議)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席して成立する。

- 2 委員会の議事決定は、出席者の過半数をもって行い、同数の場合は議長が決する。
- 3 委員会で決定した重要な事項については、理事会へ報告をし、承認を得るものとする。
- 4 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、2019年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、2020年7月25日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年2月12日から施行する。